

給与の種類	支給条件			支給日	備考																																						
	支給対象者	支給率又は支給額																																									
10 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料+教職調整額)×期間率		6月15日	51.4.1																																						
	6月1日-----	50 100																																									
	12月1日-----	60 100		12月5日																																							
11 寒冷地手当	(1) 支給対象職員	(1) 基準額		8月10日	55.8.9改定																																						
	① 基準日に在職する場合 ② 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に採用された場合(支給割合による) ③ 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に無給退職者等から寒冷地において復職した場合(支給割合による)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事項 級地</th> <th colspan="4">定額分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定率</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>%</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>30</td> <td>63,100</td> <td>42,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>23</td> <td>49,100</td> <td>32,800</td> <td>16,400</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>17</td> <td>36,100</td> <td>24,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>12</td> <td>25,900</td> <td>17,200</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>14,000</td> <td>9,400</td> <td>4,700</td> </tr> </tbody> </table>				事項 級地	定額分				定率	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	%	円	円	円	4級地	30	63,100	42,000	21,000	3級地	23	49,100	32,800	16,400	2級地	17	36,100	24,000	12,000	1級地	12	25,900	17,200	8,600		7
事項 級地	定額分																																										
	定率	世帯主である職員		その他の職員																																							
		扶養親族あり	扶養親族なし																																								
5級地	%	円	円	円																																							
4級地	30	63,100	42,000	21,000																																							
3級地	23	49,100	32,800	16,400																																							
2級地	17	36,100	24,000	12,000																																							
1級地	12	25,900	17,200	8,600																																							
	7	14,000	9,400	4,700																																							
(2) 追給対象職員(追給割合による) 寒冷地手当の支給を受けた者に、基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に次の事由が生じた場合 ① 支給額の低い級地へ異動した場合 ② 支給額の低い世帯等の区分になった場合 ③ 支給額の低い退職給の割合になった場合 ④ 有給退職者が復職した場合 (3) 返納対象職員(返納割合による) 寒冷地手当の支給を受けた者に、翌年の1月末日までの間に次の事由が生じた場合 ① 支給額の低い級地へ異動した場合 ② 支給額の低い世帯等の区分になった場合 ③ 支給額の低い退職給の割合になった場合 ④ 有給退職者以外の者が有給退職者になった場合 ⑤ 無給退職者等となった場合 ⑥ 職員でなくなった場合(ただし死亡を除く)	(2) 附加定額 (4・5級地に勤務する職員) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事項 級地</th> <th colspan="3">世帯主である職員</th> <th rowspan="3">その他の職員</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">扶養親族あり</th> <th colspan="2">扶養親族なし</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>26,100</td> <td>17,400</td> <td>8,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>13,000</td> <td>8,600</td> <td>4,300</td> </tr> </tbody> </table>		事項 級地	世帯主である職員			その他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし		円	円	円	5級地	26,100	17,400	8,700	4級地	13,000	8,600	4,300																						
事項 級地	世帯主である職員			その他の職員																																							
	扶養親族あり	扶養親族なし																																									
		円	円		円																																						
5級地	26,100	17,400	8,700																																								
4級地	13,000	8,600	4,300																																								
		(3) 支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>支給地域以外の地域からの異動の場合</th> <th>その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>100/100</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>75/100</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>50/100</td> <td>40/100</td> </tr> <tr> <td>2月1日から2月末日まで</td> <td>25/100</td> <td>20/100</td> </tr> </tbody> </table>		時期の区分	割合		支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合	基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100	12月1日から12月末日まで	75/100	60/100	1月1日から1月末日まで	50/100	40/100	2月1日から2月末日まで	25/100	20/100																							
時期の区分	割合																																										
	支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合																																									
基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100																																									
12月1日から12月末日まで	75/100	60/100																																									
1月1日から1月末日まで	50/100	40/100																																									
2月1日から2月末日まで	25/100	20/100																																									
		(4) 追給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合</th> <th>②その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>100/100</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>75/100</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>50/100</td> <td>40/100</td> </tr> <tr> <td>2月1日から2月末日まで</td> <td>25/100</td> <td>20/100</td> </tr> </tbody> </table>		時期の区分	割合		①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	②その他の場合	基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100	12月1日から12月末日まで	75/100	60/100	1月1日から1月末日まで	50/100	40/100	2月1日から2月末日まで	25/100	20/100																							
時期の区分	割合																																										
	①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	②その他の場合																																									
基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100																																									
12月1日から12月末日まで	75/100	60/100																																									
1月1日から1月末日まで	50/100	40/100																																									
2月1日から2月末日まで	25/100	20/100																																									
		(注) 追給事由が重複し、事由の中に級地区分の高い地域への異動が含まれている場合は①の割合による。																																									